

ることに決しました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっておりますこれら 12 件は全会一致で認定すべきでありますので、一括して採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○尾原進一議長 御異議なしと認めます。

よって、これら 12 件は一括して採決することに決しました。

これより、議案第 87 号「令和元年度安芸市一般会計歳入歳出決算認定の件」から議案第 98 号「令和元年度安芸市水道事業会計歳入歳出決算認定の件」までの 12 件を一括採決いたします。

これら 12 件に対する委員長の報告は、認定であります。

これら 12 件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○尾原進一議長 起立全員であります。よって、これら 12 件は認定することに決しました。

日程第 4、報告第 15 号「専決処分の報告について」及び報告第 16 号「専決処分の報告について」の 2 件を一括議題といたします。

ただいま議題となっておりますこれら 2 件について報告を求めます。

副市長。

○竹部文一副市長 報告第 15 号「専決処分の報告について」及び報告第 16 号「専決処分の報告について」につきましては、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、議会において指定されている事項につきまして、専決処分を行いましたので、同条第 2 項の規定により報告を行うものであります。

まず、報告第 15 号につきましては、令和 2 年 11 月 13 日に市道染井海岸線で発生しました環境課ごみ収集車による民家屋根物損事故に伴う和解及び損害賠償額を定めたものであります。損害賠償額は 27 万 5,000 円で、相手方は議案書に記載しておりますのでお目通しをお願いいたします。

この事故は、同日午前 9 時 30 分頃、環境課のパッカー車が収集場所に向かうため、同路線を北進していたところ、相手方民家の屋根に接触し、軒裏木材の一部を損傷させたものであります。この事故に伴います過失割合は、市側 100%で、相手方及び保険会社との協議が調ったことから、速やかに損害賠償を行うため専決処分したものであります。

なお、損害賠償額の全額に損害保険が適用されることとなっております。

職員には日ごろから、安全運転に十分注意するよう喚起しておりますが、今後におきましても、事故発生防止のため、より一層の安全運転の指導の徹底に努めてまいります。

次に、報告第 16 号につきましては、令和 2 年 7 月 25 日に、安芸市下山の市道西地線で発生しました自動車物損事故に伴う和解及び損害賠償額を定めたものであります。損害賠償額は、22 万 4,000 円で、相手方は議案書に記載しておりますのでお目通しをお願いいたします。

この事故は、同日午前9時ゼロ分頃、相手方の職員が相手方の所有する普通自動車で、同路線を走行中に山側から垂れ下がっていた高枝に接触し、車両のルーフ前方2か所を損傷させたものであります。この事故に伴います過失割合は、市側40%、相手方60%で、相手方及び保険会社との協議が調ったことから、速やかに損害賠償を行うため専決処分したものであります。

なお、損害賠償額の全額に道路保険が適用されることとなっておりまして、事故現場の高枝は伐採し、対応済みでございます。

今後におきましても、引き続き道路パトロールを実施し、道路の安全管理の徹底に努めてまいります。

以上、専決処分の報告といたします。

○尾原進一議長　日程第5、議案第108号「人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件」から議案第123号「令和2年度安芸市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）」までの16件を一括議題といたします。

ただいま議題となっておりますこれら16件について、提案理由の説明を求めます。

副市長。

○竹部文一副市長　提案をいたしました議案につきまして、提案理由を説明いたします。

議案第108号「人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件」につきましては、現在、人権擁護委員として活躍をされております藤崎賢造氏と西村章三郎氏の任期が令和3年3月31日をもって満了することに伴い、高知地方法務局長から後任候補者の推薦依頼がありましたので、藤崎賢造氏の再推薦と鈴木昭彦氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

お2人の略歴につきましては、議案説明書に記載しておりますのでお目通しをお願いいたします。どうかよろしくお願い申し上げます。

次に議案第109号「安芸市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第9条第2項の規定に基づいて、子ども・子育て支援法による地域子ども・子育て支援事業のうち、一時保育事業及び病児・病後児保育事業について、個人番号を独自に利用することができる事務として追加するため、所要の改正を行うものでございます。

次に議案第110号「安芸市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例」につきましては、改正の要旨としまして、公職選挙法施行令の一部を改正する政令により、投票立会人の交代についての規定がされたことに伴い、従事時間に応じた報酬額を定めるために改正を行うものでございます。

次に議案第111号「安芸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い現行条例を改正するもので、改正の要旨としましては、個人住民税の所得控除等の見直しに伴い、国民健康保険税の軽減判定所得基準を改正するものでございます。

具体的には、令和3年1月1日より個人住民税の給与所得控除及び公的年金控除が10万円引き下げられ、基礎控除が10万円引き上げられることに伴い、軽減判定所得を10万円引き上げるものでございます。

これによる影響については、基礎控除が引き上げられたことで軽減世帯が増加し、さらに所得割額が減額になることから、現時点で、国保税全体で3,300万円以上の減収となる見通しでございます。

次に議案第112号「安芸市公法的収入金の督促手数料及び延滞金条例等の一部を改正する条例」につきましては、所得税法等の一部を改正する法律による租税特別措置法の改正及び地方税法等の一部を改正する法律による地方税法の改正に伴い、延滞金の割合の特例規定について、関係する5つの条例について、名称の変更など所要の改正を行うものでございます。

次に議案第113号「安芸市立公民館の設置、管理及び職員並びに公民館運営審議会の設置等に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、昭和59年度に建設しました古井公民館につきまして、数年前より地域住民が不在となり、地域で公民館を利用することがなくなったことや、建物の老朽化が著しいことから、用途廃止し、除却するものでございます。

次に議案第114号「安芸市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例」につきましては、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

主な改正の要旨としましては、平成30年度の基準省令の改正により、居宅介護支援事業所の管理者の要件が「介護支援専門員でなければならない」から「主任介護支援専門員でなければならない」と経過措置を設けたうえで改正しましたが、令和3年4月1日以降は、同年3月31日時点で居宅介護支援事業所の管理者であった介護支援専門員が引き続き当該事業所の管理者である場合に限り、令和9年3月31日まで経過措置の期限を延長するよう改正するものでございます。

また、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員を管理者とすることができるよう改正するものでございます。

次に議案第115号「安芸市火災予防条例の一部を改正する条例」につきましては、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、現行条例を改正するもので、改正の要旨としましては、電気自動車等を充電するための急速充電設備の全出力の上限を200キロワットまで拡大するとともに、火災予防上必要な措置を定めるため、所要の改正を行うものでございます。

次に議案第116号「市道の路線廃止の件」につきましては、北ナロ線ほか1路線を廃止することについて、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

まず、北ナロ線につきましては、高知東部自動車道南国安芸道路の建設に伴い、路線の廃止を

行うものがございます。

次に、芭蕉面線につきましては、統合中学校の建設に伴い、路線の廃止を行うものでございます。

次に議案第117号「市道の路線認定の件」につきましては、トモキヨ縦線ほか4路線を市道認定することについて、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

まず、トモキヨ縦線につきましては、阿南安芸自動車道安芸道路の建設に伴う周辺整備事業として、新設を予定している道路であることから、新たに路線を認定しようとするものでございます。

次に、北ナロ縦線及び北ナロ横線につきましては、高知東部自動車道南国安芸道路の建設に伴い、新たに路線を認定しようとするものでございます。

次に、栄町東の岡線につきましては、現在は県道奈比賀川北線の一部区間ではありますが、本市への移管を予定していることから、新たに路線を認定しようとするものでございます。

次に、福井ケ内線につきましては、統合中学校の建設に伴い、新たに路線を認定しようとするものでございます。

次に議案第118号「財産の譲渡について」につきましては、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

譲渡財産は土地及び建物で、土地につきましては、所在地下山字ヒコダ564番地2、地目宅地、面積3,272.49平方メートルと所在地下山字ツンギリ567番地5、地目宅地、面積927.01平方メートルの2筆でございます。

建物につきましては、所在地下山字ヒコダ564番地2、種別旅館、延床面積2,078.51平方メートル、と未登記であります、下山字ヒコダ564番地2、種別倉庫、延床面積17.92平方メートルの2件でございます。

譲渡価格は1円で、譲渡目的は、未利用財産の有効活用を図るため、譲渡の方法は、随意契約による売却、譲渡の相手方は、安芸市下山1626番地1、SALVAGE KOCHI、代表取締役、安岡浩史氏であります。

経過としましては、平成30年度に県内の民間事業者グループから、旧国民宿舎あきを簡易宿泊施設として活用したいと提案があり、本市の未利用財産の有効活用を図ることで、市民サービスの向上を図れるとして、旧国民宿舎の建物を含む市有地の譲渡を行うこととしました。

譲渡の候補者の選定につきましては、企画提案内容により、履行に最も適した事業者を選定する方途として、公募型プロポーザル方式により行うこととし、その条件として、土地及び建物の現時点の評価額が計7,870万円程度に対し、建物の解体処分費が概算で1億2,600万円程度要することを加味して、最低入札価格を1円としております。

先月の5日にプロポーザル審査会を開催し、先ほど申し上げた相手方を候補者として選定し、11月25日に仮契約を締結しております。

譲渡の価格が、先ほどの理由により1円となったことから、地方自治法第96条第1項第6号

の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案内容は、古材や古家具を使用したリノベーションホテルとして長期滞在ができる施設、そしてDIY体験ができる施設として利用する提案がされています。

以上で提案しました案件の説明とします。予算案件は、後刻担当課長から説明を申し上げます。

御審議の上、適切な御決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○尾原進一議長 企画調整課長。

○国藤実成企画調整課長 予算案件につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

まず、議案第119号「令和2年度安芸市一般会計補正予算（第5号）」につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書1ページをお開き願います。歳入歳出補正予算の規模は、8億413万6,000円の追加で、その所要一般財源は、繰越金及び普通交付税を計上しております。

それでは、主な歳出につきまして、お手元の事業別補正予算概要に基づき、御説明いたします。事業別補正予算概要の1ページを御覧ください。

なお、概要資料の主な内容欄に括弧書きで感染症対応と記載しております事業につきましては、その財源として、国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を充当しているものでございます。

2款、総務費の1項6目、庁舎建設事業につきましては、主なものといたしまして、敷地造成工事費の計上でございます。

庁舎建設につきましては、必要な経費を順次計上させていただいておりますが、敷地造成設計が概ね完了しましたことから、来年3月の用地取得完了後速やかに造成工事に着手できるよう、計上するものでございます。

このほか、施工監理等や工損調査に係る委託料並びに電柱の移設補償費を計上しております。

財源につきましては、緊急防災・減災事業債及び施設整備基金繰入金を充当しております。

次に、10目の市民会館施設管理費につきましては、主なものといたしまして、オゾン発生装置の購入費を計上するものでございます。

市民会館における感染症対策として、ウイルスの働きを抑制する効果がある低濃度のオゾン発生装置を設置することで、間隔を空けた座席の運用や換気と合わせて、感染症対策に取り組むものでございます。

次に、14目の防災安全交付金事業・市街地整備（災害用大規模仮設トイレ整備）につきましては、国庫補助金の割当てに合わせまして、来年度に予定しております安芸中学校への仮設トイレ整備に係る工事費の一部を、前倒しして計上するものでございます。なお、所要工事費には不足することから、繰り越しの上、来年度の割当予算と合わせて執行してまいります。

加えて、総合運動公園駐車場に本年度整備いたしました仮設トイレにつきまして、国庫補助金の対象とならない簡易水洗トイレユニット等の設備工事費を、防災対策基金からの繰入金を充当して、追加計上いたしております。

次に、17目の持続化給付金給付事業につきましては、本年5月補正予算で、国の持続化給付金の対象とならない、前年同月比の事業収入が20%以上50%未満減少している事業者への市独自の支援制度として計上いたしました。が、国給付金の対象となった事業者が多かったことなどが要因で、当初想定より市給付金の利用が少ないことから、一定の予算枠を留保のうえ、減額するものでございます。

3款、民生費の1項3目、障害者自立支援給付費（訓練等給付）につきましては、農福連携の取り組みを行っている多機能型事業所が新たに開設され、利用者が増えていることなどを踏まえ、扶助費を増額するものでございます。

次に、障害者自立支援医療費（更正医療）につきましても、サービス利用者が増加したことから、扶助費を増額するものでございます。

次に、障害者自立支援給付費（相談支援給付）につきましても、主に訓練等給付の利用者が増加したことに伴いまして、扶助費を増額するものでございます。

次に、5目の介護保険事業特別会計繰出金（包括的支援事業分）につきましては、後ほど御説明いたしますが、介護保険事業特別会計の包括的支援事業の減額により、対応する繰出金を減額するものでございます。

次に、7目の国民年金事務費につきましては、来年度の税制改正に伴いまして、主に年金の給付金免除基準の所得判定計算方法に変更が生じることから、管理システムを改修するための委託料を計上するものでございます。

次に、2項1目の児童福祉総務事務費につきましては、主に令和元年度分の子ども・子育て支援交付金など国・県補助金等の清算により生じる返還金を計上するものでございます。

次に、2目の児童手当交付金支給事業につきましては、決算見込みによる扶助費の増額でございます。

次に、4目の保育所運営委託事業につきましては、主に、国の公定価格の改訂に伴い加算項目が拡充されたことにより、矢ノ丸保育園への委託料を増額するものでございます。

次に、小規模保育等事業につきましては、令和元年度末で休所しております、たんぽぽ乳児保育所に再開の見通しが立ちませんことから、同保育所に対する負担金等の全額を減額するものでございます。

次に、3項1目の生活保護総務事務費につきましては、主に令和元年度分の医療扶助費等国庫負担金などについて、精算による返還金を計上するものでございます。

4款、衛生費の1項1目、保健衛生総務事務費につきましては、主なものといたしまして、健康ふれあいセンター元気館の空調設備の改修工事費等の計上でございます。

健康ふれあいセンターにつきましては、庁舎が移転した後も、健診会場として利用する方針でありますことから、感染症対策として空調設備の機能強化を目的とした改修工事を実施するものでございます。

次に、3目の小規模水道事業につきましては、奈比賀大江水道組合に対する小規模水道整備補

助金の増額でございます。詳細設計を行ったところ、補助対象事業費が増額となり、予算流用により交付決定いたしましたため、これを補填するものでございます。

次に、2項3目のし尿処理施設管理運営につきましては、清浄苑の機器定期整備を行う過程で、高性能曝気装置の電源ケーブルや脱臭炉の点火トランスに劣化がみられたため、予防的に修繕を実施したことに対する流用補填でございます。

6款、農林水産業費の1項3目の新型コロナウイルス感染症対策農作物集出荷施設等整備事業につきましては、JA高知県安芸集出荷場のナス等の出荷用段ボールを自動で組み立てる製函機や、ナスの計量箱詰装置の整備費に対する補助金でございます。

次に、3項3目の安芸漁港修築県工事負担金につきましては、県事業費の増額に伴いまして、負担金を増額するものでございます。

2ページをお開きください。

7款、商工費の1項2目の休業等要請協力金負担金につきましては、6月補正予算で計上しておりました、県が飲食店に対して実施した休業要請に伴う協力金の対象事業所数が74事業所で確定いたしましたことから、負担金の不用額を減額するものでございます。

8款、土木費の2項2目、道路維持費につきましては、夏場の大雨等による倒木や崩土の除去に係る維持管理委託料や維持補修工事費について、これまでの流用補填や今後の所要見込額について計上するものでございます。

次に、4項2目の都市公園維持管理費につきましては、主なものといたしまして、西八幡公園のアスレチック広場にあるローラー滑り台の修繕工事等に加え、感染症対策として、トイレ2か所の洋式便器化や自動手洗化の改修工事費を計上するものでございます。

次に、自然公園維持管理費につきましても、感染症対策として、内原野公園弁天池横にある「さわやかトイレ」の洋式便器化や自動手洗い化の改修工事費を計上するものでございます。

次に、5項3目の改良住宅管理費につきましては、主に空き室修繕料の決算見込みによる増額でございます。

10款、教育費の1項2目、教育委員会事務局事務費につきましては、主に令和元年度分の子どものための教育・保育給付費など国・県補助金の精算に伴う返還金を計上するものでございます。

次に、2項1目の小学校管理事務費につきましては、主なものといたしまして、消防設備の定期点検におきまして、下山小学校及び井ノ口小学校の設備に不具合が見つかりましたことから修繕料を計上するものでございます。

次に、3項1目の中学校建設事業につきましては、主なものといたしまして、開発許可変更申請に係る業務委託料を計上するものです。

統合中学校の通学路として当初は、市道西木戸一の宮線の南側にある既存歩道を活用することとしておりましたが、警察当局と協議いたしました結果、学校敷地側に通学路となる歩道を新たに設置することとしたため、開発許可の変更申請が必要となるものでございます。

次に4項6目の歴史民俗資料館管理運営費につきましては、感染症対策として、トイレの改修工事費を計上するものでございます。

次に、5項3目の体育施設管理運営費につきましては、主に野球場で使用する消耗品費の増額でございます。加えて感染症対策として、野球場観客席の改修工事費を計上するものでございます。阪神タイガースキャンプ並びにウエスタンリーグの開催に当たりまして、座席指定を行うなど、間隔を空けた座席の運用が必要となってくることから、バックネット裏及び内野席の一部を、現在の長椅子から個別の座席に改修するものでございます。

次に、4目の学校給食施設管理運営事業につきましては、主なものといたしまして、賄い材料費の増額でございます。感染症の影響により、今年度は多くの学校行事が取りやめとなり、学校給食を食べる回数が増えたことから増額するものでございます。

11款、災害復旧費の4項1目、公共土木施設現年補助災害復旧費（道路）につきましては、現在、平成30年7月豪雨災害の復旧工事を優先的に進めており、令和2年現年災害として査定決定を受けた事業に十分に着手できる状況にないことから、割当ての大部分を来年度の過年割当てに繰り延べするために事業費を減額するものでございます。

このほか、市道安芸ノ川線におきまして、平成30年7月豪雨災害で被災し、復旧工事を発注してございました箇所でも新たな地すべり災害が発生し、仮橋等の応急工事や観測調査委託が必要な状況となっております。当該箇所の査定決定は、早くとも令和3年度となる見通しでありますことから、査定決定を受けるまでに必要な事業費について、一般財源で立て替えて対応いたします。

次に、公共土木施設現年補助災害復旧費（河川）につきましては、道路の災害復旧費を減額したことにより公共土木施設現年補助災害復旧費の間で事務費を調整するために減額するものでございます。

次に、4項3目の公共土木施設過年補助災害復旧費（道路）及び（河川）につきましては、平成30年災害復旧事業が割当て最終年度となる3年目を迎えましたことから、最終的な事業費見込みの調査に基づき、道路は増額、河川は減額するものでございます。

以上で、一般会計の歳入歳出補正予算概要の説明を終わります。

続きまして、予算書5ページをお開き願います。

第2表、繰越明許費補正につきまして御説明いたします。繰越明許費の追加といたしましては、2款、総務費、1項、総務管理費、庁舎建設事業について、敷地造成工事がその標準工期から年度内に完了しない見通しであるため、関連事業費と合わせて計上しております。

8款、土木費、2項、道路橋梁費、防災安全交付金事業・道路につきましては、トンネル及び橋梁の老朽化対策事業が、災害復旧事業の進捗の影響を受け、年度内の完了に至らないことから計上するものでございます。

これら2事業で、7億981万1,000円を繰越明許いたすものでございます。

次に、第3表、債務負担行為補正につきまして御説明いたします。

債務負担行為の変更といたしまして、高知県新食肉センター整備費に係る負担金について、感染症の影響もあり整備期間が延長される見通しになったことから、債務を負う期間も令和3年度までから、令和4年度までとなるものでございます。

次に、第4表、地方債補正につきまして御説明いたします。

地方債の変更といたしましては、先ほど歳出で御説明いたしましたものなどの事業費変更に伴い、起債の目的別に、臨時財政対策債から過年発生補助災害復旧までの7件の限度額につきまして、合わせて3,480万円の増額を行うものでございます。

このほか人事院勧告等に伴う人件費の調整につきましては、補正予算書43ページから44ページに記載いたしております給与費明細をもって、説明に代えさせていただきますので、御了承願います。以上で、一般会計の補正につきまして、説明を終わらせていただきます。

続きまして、6ページをお開き願います。

議案第120号「令和2年度安芸市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」につきまして、御説明いたします。

まず、補正予算による増減額は生じておりません。

内容といたしましては、事業費の組換えでございます。

港町ポンプ場への落雷による災害復旧応急工事につきましては、9月補正予算で一定計上しておりましたが、精算した結果、雨水維持管理費に不足が生じておりましたので、事業間で事業費を組換え、その補填をするものでございます。

8ページをお開き願います。

議案第121号「令和2年度安芸市鉄道経営助成基金事業特別会計補正予算（第1号）」につきまして御説明いたします。

補正予算の規模は、6,700万円の追加でございます。内容といたしましては、土佐くろしお鉄道ごめん・なはり線の収支見通しを推計したところ、キャッシュフローの悪化が見込まれることから短期貸付金を増額するものでございます。

10ページをお開き願います。

議案第122号「令和2年度安芸市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」につきまして、御説明いたします。

補正予算の規模は、498万7,000円の減額でございます。

主な内容といたしましては、報酬単価の改訂に伴うシステム改修委託料の計上や、人事異動に伴う人件費調整などによる減額、感染症の影響によりサービス利用が控えられていることなどにより不用が見込まれる負担金・委託料の減額のほか、令和元年度分の国県補助金の国の精算により生じる返還金を計上するものでございます。

12ページをお開き願います。

議案第123号「令和2年度安芸市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）」につきまして、御説明いたします。

令和2年第4回定例会（12月7日）

補正予算の規模は、118万8,000円の追加でございます。

主な内容といたしましては、税制改正により管理システムの改修を行うものでございます。

以上で、全ての補正予算案件の説明を終わらせていただきます。

御審議の上、適切な御決定を賜りますよう、お願いを申し上げます。

○尾原進一議長　この際、議員各位に御連絡いたします。

一般質問の通告期限は、本日午後5時となっておりますので、一般質問をされる方は配付の通告書に質問事項を具体的に記載の上、提出されるようお願いいたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

9日、午前10時再開いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

散会　午前11時4分